

## 議案第6号

### 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

次とおり鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(適用除外等)			(適用除外)		

第13条 この条例の規定は、空き缶等の投棄の禁止について定める条例を制定した市町村として規則で定めるものの区域については、適用しない。

2 市町村長は、前項の条例を制定し、又は改廃したときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

3 第1項の規則で定める区域において当該規則の施行前にした行為については、同項の規定にかかわらず、第15条の規定を適用する。

第13条 この条例の規定は、別表に定める区域については、適用しない。

別表 (第13条関係)

鳥取市

米子市

倉吉市

岩美郡岩美町

八頭郡八頭町

東伯郡湯梨浜町

東伯郡琴浦町

日野郡日野町

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県環境美化の促進に関する条例別表に定める区域については、改正後の鳥取県環境美化の促進に関する条例第13条第3項の規定は、適用しない。